# 「マーケットの浅読み・記読み」

発行・編集:FXニュースレター

執筆担当:斎藤登美夫

♦ No.0613

20/12/09

## 【「バイデン氏勝利」でも、まだまだ波乱含みな米政治情勢】

米大統領選から 1 ヵ月が経過したものの、依然としてトランプ氏は敗北を認めていない。CNNを中心とした大手メディアの報道を見る限りでは、トランプ氏逆転の芽は限りなくゼロに近いが、一部の「信者」などによるとフェイクニュースは引き続き横行しており、まだまだ予断は許さないようだ。いずれにしても、トランプ氏自身「わたしたちは決してあきらめないし、決して屈しない」(5 日の演説にて)と述べるなど、最高裁まで争う決意を改めて表明している。

そんな米国政治情勢について、別途2つの事象が懸念されており、うちひとつについてはやや長いタームの話だが、いまひとつは来年の年明けといった年初早々の相場の波乱要因になりかねないとして警戒感を抱く向きも少なくないようだ。

#### << 来年1月5日、米上院選決選投票に要注意 >>

前述した年明け早々の「波乱要因」として警戒されているものは、1月5日に予定されている米ジョージア州での上院議会選の決選投票。この結果如何で、株式や為替など金融市場が荒っぽい変動も否定できない。ドル/円でいえば 2019 年のまだ松の内に「フラッシュクラッシュ」と言われるドル暴落をたどったことはいまだ記憶に新しいが、同様の展開をたどるといった懸念の声も聞かれていた。

米国の上院は議席定数である 100 のうち、非改選議席も含めると現在のところ共和党が 50 議席、民主党が 48 議席。 つまり、残り 2 議席をどちらが獲得するのかが大きな焦点になっている。

仮に、民主党が獲得すれば50対50で見掛け的には同数。しかし、上院議長を兼務する副大統領が最終的な投票権限を有するため、バイデン政権誕生の公算が極めて高い現在、民主党が上院で実質的には過半数を握ると言ってよい。よって、共和党としては最低でも1議席を確保できなければ、多数派を民主党に譲ることになる。

いずれにしても、米大統領と同下院はすでに民主党が事実上制している格好にある状況下、加えて上院も民主党になると、いわゆる「トリプルブルー」の状態だ。その結果、よく言えば議事運営がスムーズに進む反面、悪く言えば多数派である民主党のやりたい放題のことができることになる。

日本においても、かつて「安倍の一強政治」や「自民党の勝ち過ぎ」を非難する声が高まったことがあったが、米国においては、歯止めをかける存在のない状態がこの先、最低でも2年間続く。これを懸念する声は、当の民主党支持者のなかからも聞かれて始めているという。果たして、米国民・ジョージア州の人たちはどういった結論を導き出すのだろうか?

### <<「ハリス米大統領」誕生の可能性もありうる!? >>

次期米大統領をめぐる紆余曲折が先々続くにせよ、このままバイデン氏が次期米大統領に就任すれば、 その年齢は78歳。過去最高齢の新大統領誕生になる。

そんなバイデン氏、以前から取り沙汰されていた話だが「演説で呂律が回らない」、「同じ話を何度もする」、 「軽い認知症を患っている」——など健康不安説には枚挙に暇がない。これは、民主党の支持者からも聞 かれる話のひとつと言ってよい。

そして、高齢のバイデン氏が仮に職務不能あるいは、それに近い恰好となったとき代行するのはハリス米副大統領だ。一部では、「次回 2024 年の大統領候補の最有力」などとされるが、実際のところそれよりも早い「2024 年までに米大統領になる」可能性さえ必ずしも否定できないことになる。

つまり、不正などが根強く指摘されているとはいえ、曲がりなりにも選挙によって「民主的」に選ばれ、前回のオバマ政権で副大統領を務めあげたという、政治経験豊富なバイデン氏が倒れた場合には、合衆国憲法の修正第25条第3項の規定により、政治経験が乏しく、選挙にて選出されたわけではないハリス氏が地滑り的に「米大統領(当初は「代理」職)」というポジションに就くことになりかねない。

ともかく、日本のメディアでは、ほとんど取り上げられることはないものの、次の米大統領選ではなく、2024年までの 4 年のあいだに「ハリス米大統領が誕生」するというリスクを想定しておいて損はないどころか、

#### **VAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVAVA**

当レターは、情報提供のみを目的としたものです。内容に関して正確であるよう注意を払っておりますが、その正確性を保証することはできません。投資や運用にあたっての最終的な判断は、あくまで読者自身の責任と判断によって、ご利用いただくようお願い申し上げます。また、本稿の無断転載・転送もご遠慮ください。なお、本稿に関する問い合わせは『FXニュースレター』までお願い致します。

♦♦♦ Copyright (C) fx-newsletter limited company All Rights Reserved ♦♦♦

